

飯米問題

檀付前後から始まる飯米不足はいつものことだが、今年のもそれは、生やせしめものではない。養蚕地帯は、米が少いから藪を賣つて米を買ふ。今年はその養蚕収入が全部小作料と肥料代と借金税金とに吸ひとりれて、米を買ふ金は残りなかつた。これは飯米飢饉の直接原因の一つである。もう一つは、米穀統制法の失敗だ。米穀統制法が、商人をして高い小作料を拂つたのこりの農民の飯米を安く買ひ叩かせたことは、周知の事実であるが、現金の欲しい農民の、この賣過ぎが飯米不足となり、米の備在、米価の季節的変動を強めた。臨時米穀輸入調節法（公定價格による政府買入の對象となりぬ外地米の内地移入調節を目的とする）を設け、また、米穀需給調節特別会計法を改正して、資金限度七億円を八億五千万円に、必要に據じて更に三億円までを拡張し得る様にしてまで、統制法を補強したことは、かくも農民を飯米不足に追ひ込めたとはいふべきであらうか。政府は兎に角も「飯米問題は養蚕地帯だけだ」と言つてゐる。そして季節調節米一七〇万石のほか百万石の特別松下げ米だけである。軌道外此の天候でその所有米の相当額を獲らうと、また虫に喰はせたりしないが、米も無い、金も無い、農民の爲には、貸下げはおろか、代金延納さへ認めやうとしないのである。

統制法と同じ作用をした穀貯給の解除額は、八月二十九日迄に二百四十万石で、どうしても百五十万石は地主の自家用として利手を取つて持ち越されるであらう。

その半面、政府は本年一月から五月まで、政府米処分を縮して南洋、歐洲等へ石平均十四円内外でタンピンガをやつたが、その間の輸金額は六四七万一千円で昨年中の輸金額の三倍にあたる。また政府

所有米穀特別整理法によつて、米の消費利用のため、二十五万石の特別松下げを決定したが、二割にすぎずる申請はタンダ二万石である。

産米検査は、米穀統制法以来益々きびしいが、これは実質上の小作料上げとなり、利するものは地主だけである。九半産米かり、米穀検査等級を整理して、関東六縣及び秋田、岩手はそれ以外各都府県に於て、秋田では、小作証書の書き換えを地主が要求し、縣が奨励してゐる。

我が國農民の耕地面積は五反——一町が圧倒的多数である。收穫の半は二へる小作料をとり、一ノ平均六人の家族の食糧を差し引けばその賣米力は僅少量である。政府の米穀政策は、販賣力を持つ地主と米を抵当にとつた債権者及び商人の不当利得を生んだが、その犠牲は全部これを農民に転化したのである。朝鮮の農民は食料の余り、大麥や粟を主要食糧としてゐて、いくら米食を奨励しても、食料を除かぬ限り、それは無意味だと云ふのが内地の農民も、飯米を政府に賣つて雜穀を食つてゐる。だから米の消費量はそれだけ減つて行く。

蚕 絲 恐慌

爲替が六割も低落してゐるのに、糸価は五〇の内内外を動いてゐる。米国の不景気もあらう。人絹の競争もあらうが、蚕糸業の老衰は争はれない。八分減收の春繭が二円内外で昨年の半以下、養蚕農民に及ぼした。その影響の深刻さは言語に絶する。自家努力、自給養肥も出てこぬ。マニ生産は多分